

松江市農業委員会情報セキュリティポリシー

1 目的

松江市農業委員会情報セキュリティポリシーは、農業委員会が取り扱う情報資産のうち、松江市が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり

(1) 松江市情報セキュリティポリシー

松江市が策定する情報セキュリティポリシー（以下「市長部局ポリシー」という。）のことをいう。

(2) 情報資産

市長部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは農業委員会が保管する情報のことをいう。

3 情報セキュリティ基本方針

農業委員会の情報セキュリティ対策等に関し、本規程に定めのない事項については、原則、市長部局ポリシーの各規定を準用する。

4 情報セキュリティの管理体制

(1) 事務局長

委員会内業務全般の情報セキュリティ管理の総括

(2) 事務局次長

情報資産に関する情報セキュリティに関する局内遵守状況等の確認（農業委員および農地利用最適化推進委員含む）

(3) 農地係長

情報資産のセキュリティ担当者

5 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、市長部局ポリシーに準じ、事務局長が決定する。

付 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。